

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 8月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

守山区下志段味商業施設

名古屋市守山区桜坂一丁目 301番 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市下志段味特定土地区画整理 事業 146— 4街区 1番 ほか 2筆	名古屋市守山区桜坂一丁目 301番 ほか 2筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1 ほか 2者	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭 浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地 1 ほか 2者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1 ほか 1者	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭 浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地 1 ほか 1者

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 4年11月26日
- (2) 設置者及び小売業者の代表者については、令和 4年 5月24日
- (3) 設置者及び小売業者の住所については、令和 6年 1月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番の変更のため
- (2) 設置者及び小売業者の代表者については、代表者変更のため
- (3) 設置者及び小売業者の住所については、行政区の再編に伴う住所変更のため

5 届出の日

令和 7年 8月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 8月27日から令和 8年 1月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 1月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課